

平成 2 4 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 24 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

1. 平成 24 年 3 月 29 日 四條畷市交野市清掃施設組合 2 階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 兼田 龍洋	2 番議員 久保田 哲
3 番議員 松本 直高	4 番議員 友井 健二
5 番議員 黒田 実	6 番議員 中上 さち子
7 番議員 吉田 裕彦	8 番議員 森本 勉
9 番議員 島 弘一	10 番議員 岡山 毅
11 番議員 曾田 平治	12 番議員 岸田 敦子

1. 理事者側出席者次のとおり

副管理者 中田 仁公
副管理者 大井 俊道
四條畷市新炉建設整備担当部長 響野 豊
交野市環境部長 青山 勉

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 北崎 文雄 資源循環施設整備室長 西端 善夫
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹
事務局次長兼資源循環施設整備室上席主幹 梅垣 信一
資源循環施設整備室副参事 中奥 雅俊
資源循環施設整備室長代理 明田 清孝
総務課長 太田 広治
管理課長 上村 悟司

1. 議事日程次のとおり

日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定について
日程第 3 平成 23 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）について
日程第 4 平成 24 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について
日程第 5 四條畷市交野市清掃施設組合情報公開条例の制定について
日程第 6 四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の制定について
日程第 7 四條畷市交野市清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第 8 四條畷市交野市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

(時に 14 時 01 分)

1. 議長 (友井健二君) 皆さん、こんにちは。

本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第 1 回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年度末何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

ただ今から平成 24 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 1 回を開会いたします。

開会にあたりまして、副管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。中田副管理者。

1. 副管理者 (中田仁公君) 皆さん、こんにちは。

本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第 1 回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆さまにおかれましては、年度末何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は管理者の田中市長におかれましては体調を崩されまして欠席させていただいておりますので、私の方から開会にあたりましてのご挨拶をさせていただきます。

さて、本日の第 1 回定例会におきましては、平成 23 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 2 号) 及び、平成 24 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算の予算に関する 2 議案と、本施設組合の情報公開条例、個人情報保護条例をはじめとする条例の制定に関する 4 議案をお願い申し上げております。

何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

新ごみ処理施設整備事業につきましては、平成 24 年度においては準備書の作成や都市計画の手続き、また建設工事発注支援などの業務を進めるとともに、市民の皆さまに事業に対するご理解を得るための説明会の開催や、情報提供などにも努めてまいり所存でございます。着実に、新ごみ処理施設整備事業の取り組みを進め、四條畷市、交野市の両市の安定したごみ処理の実現を目指してまいり所存でございますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、本日の定例会終了後、少々お時間いただきまして新ごみ処理施設整備事業に係る進捗状況等のご説明を申し上げたいと存じておりますので、よろしくようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

1. 議長 (友井健二君) ありがとうございます。

それでは次に、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長 (北崎文雄君) それではご報告申し上げます。

本日の会議におけます、議員の出席状況につきましてご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に、前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。

去る 12 月 26 日には 11 月分を、1 月 31 日には 12 月分の現金出納検査を、2 月 23 日には平成 23 年度定期監査及び、1 月分の現金出納検査を、3 月 27 日には 2 月分の現金出納検査がそれぞれ行われて、その結果報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。なお、監査検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、併せてご報告を申し上げます。

以上で、ご報告を終わらせていただきます。

1. 議長（友井健二君） 議事日程につきましては本日机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 議長（友井健二君） 日程第1会議録署名議員指名を議題といたします。

本日の会議録署名議員は会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。7番吉田議員、8番森本議員を指名いたします。

1. 議長（友井健二君） 日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成24年3月29日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回における会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（友井健二君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

1. 議長（友井健二君） 日程第3議案第1号平成24年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（友井健二君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第1号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただ今、議題となりました議案第1号平成23年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明を申し上げます。まず1ページをお開きいただきたいと存じます。

この補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,130万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億9,937万7,000円としようとするものでございます。歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正において行っております。また、地方債の変更は、第2表地方債補正により行っております。

その内容につきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが2ページ、3ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算補正でございます。左側のページ、歳入でございますが、（款）分担金及び負担金（項）分担金でございます。補正前の額7億9,379万9,000円から、1,826万4,000円を減額補正し、7億7,553万5,000円としようとするものでございます。

（款）諸収入（項）雑入でございますが、補正前の額10万円に、14万円を増額補正し、24万円としようとするものでございます。

（款）国庫支出金（項）国庫補助金でございますが、補正前の額1,472万円から228万5,000円を減額補正し、1,243万5,000円としようとするものでございます。

（款）（項）組合債でございますが、補正前の額370万円から90万円を減額補正し、280万円としようとするものでございます。

次に3ページの歳出でございますが、（款）（項）議会費でございますが、補正前の額289万9,000円から55万7,000円を減額補正し、234万2,000円としようとするものでございます。

(款)総務費(項)総務管理費でございますが、補正前の額1億1,690万1,000円から60万3,000円を減額補正し、1億1,629万8,000円としようとするものでございます。

(款)衛生費(項)清掃費でございますが、補正前の額5億3,328万7,000円から1,969万5,000円を減額補正し、5億1,359万2,000円としようとするものでございます。

(款)(項)建設事業費でございますが、7,850万9,000円から45万4,000円を減額補正し、7,805万5,000円としようとするものでございます。

次に、4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表地方債補正でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債でございますが、同整備事業の確定によりまして、負担金が減額されたことに伴い、補正前の限度額370万円を280万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と変更はございません。

次に、補正予算の詳細につきまして、事項別明細書でご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、(款)分担金及び負担金(項)分担金(目)清掃施設組合分担金につきまして、補正前の額7億9,379万9,000円から1,826万4,000円を減額補正し、7億7,553万5,000円としようとするものでございます。補正後の構成市の内訳でございますが、四條畷市は839万3,000円の減額、交野市は987万1,000円の減額となるものでございます。

次に(款)諸収入(項)(目)雑入でございますが、補正前の額10万円に現焼却施設の整備工事に伴う電気、水道使用料等として14万円を増額補正し、24万円としようとするものでございます。

次に(款)国庫支出金(項)国庫補助金(目)建設事業費国庫補助金でございますが、補正前の額1,472万円から施設整備に関する計画支援事業交付金の交付額が確定されたことに伴い、228万5,000円を減額補正し、1,243万5,000円としようとするものでございます。

次に(款)(項)組合債(目)大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債でございますが、補正前の額370万円から同整備事業の負担金が減額されたことに伴い、90万円を減額補正し、280万円としようとするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、(款)(項)議会費(目)組合議会費でございますが、補正前の額289万9,000円から55万7,000円を減額補正し、234万2,000円としようとするものでございます。その内容といたしましては、管外行政視察旅費で25万4,000円を、役務費で議会会議録作成を臨時職員で行ったことなどにより、30万3,000円を減額しようとするものでございます。

(款)総務費(項)総務管理費(目)一般管理費でございますが、補正前の額1億1,690万1,000円から60万3,000円を減額補正し、1億1,629万8,000円としようとするものでございます。その内容といたしましては、管外行政視察旅費で23万4,000円、印刷製本費で29万9,000円、庁舎内営繕工事で38万円などを減額しようとするもので、また、負担金、補助及び交付金で、派遣職員の負担金の増額の分により、31万円を増額しようとするものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。

(款)衛生費(項)清掃費(目)ごみ処理費でございますが、補正前の額5億3,328万7,000

円から1,969万5,000円を減額補正し、5億1,359万2,000円としようとするものでございます。その内容といたしましては臨時職員の賃金として43万3,000円を、需用費では公害対策薬品の消耗品で252万6,000円を、電気、水道料金である光熱水費で322万8,000円をそれぞれ減額するなどにより575万4,000円を減額補正しようとするものでございます。また、委託業務の確定などにより、委託料では644万1,000円を、工事契約の確定により工事請負費では614万7,000円を、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金の確定により、負担金、補助及び交付金で92万円をそれぞれ減額補正しようとするものでございます。

続きまして14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

(款)(項)建設事業費(目)新炉建設事業費でございますが、補正前の額7,850万9,000円から45万4,000円を減額補正し、7,805万5,000円としようとするものでございます。その内容は需用費で22万3,000円を、使用料及び賃借料として23万1,000円をそれぞれ減額補正しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号平成23年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)の内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議を頂きまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長(友井健二君) 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(友井健二君) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(友井健二君) 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号平成23年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長(友井健二君) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号平成23年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第4議案第2号平成24年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局(奥田浩樹君) (議案書にて朗読)

1. 議長(友井健二君) 朗読が終わりましたので、理事者より議案第2号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長(北崎文雄君) それでは、ただいま議題となりました議案第2号平成24年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算のご説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度予算につきましては構成両市の厳しい財政状況の中、施設組合といたしましても経常的な経費の削減に努めつつ、新ごみ処理施設整備の推進に係る一連の事業並びに、現有施設の安定稼働に係る施設維持管理の経費を重点に歳入歳出それぞれ対前年度比マイナス約1.87%、額にいたしまして1,535万3,000円減の8億710万4,000円と定めようとするものでございます。

加えて、新ごみ処理施設建設工事発注支援事業に係る継続費を新たに設定させていただこうとするものでございます。それでは、内容につきましてご説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算でございます。まず、2ページの歳入でございますが、分担金及び負担金で7億4,896万8,000円を、繰越金で1,000円を、諸収入で10万円を、国庫補助金で5,633万5,000円を、組合債で170万円を、それぞれ見込ませていただいております。

次に3ページの歳出でございますが、議会費で259万6,000円を、総務費で1億1,998万1,000円を、衛生費で5億783万8,000円を、建設事業費で1億5,333万3,000円を、公債費で2,235万6,000円を、予備費で100万円をそれぞれ計上させていただいております。

続きまして4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表継続費でございます。(款)(項)建設事業費 事業名、新ごみ処理施設建設工事発注支援等事業でございます。総額6,409万9,000円で、平成24年度、平成25年度の2ヶ年度の事業でございます。年割額は、平成24年度5,823万5,000円、平成25年度586万4,000円としてございます。

続きまして6ページをお開きいただきたいと存じます。第3表地方債でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の負担金の財源といたしまして、170万円の地方債を発行しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の詳細につきまして、事項別明細によりご説明申し上げます。12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。まず歳入でございます。(款)分担金及び負担金(項)分担金(目)清掃施設組合分担金でございますが、前年度に比べ5,496万8,000円減の7億4,896万8,000円を計上いたしてございます。この分担金の内訳は、四條畷市で対前年度比マイナス7.09%、額にいたしまして2,621万4,000円の減で、総額の約45.84%にあたります、3億4,329万円を、交野市では対前年度比マイナス約6.62%、額にいたしまして2,875万4,000円の減で、総額の約54.16%にあたります、4億567万8,000円となっております。

次に(款)(項)(目)繰越金でございますが、前年度同額の1,000円を計上いたしてございます。続きまして14ページ、15ページをお開きいただきたいと存じます。(款)諸収入(項)(目)雑入でございますが、前年度同額の10万円を見込ませていただいております。(款)国庫支出金(項)国庫補助金(目)建設事業費国庫補助金でございますが、新ごみ処理施設整備に関する計画支援事業といたしまして、環境影響調査業務及び施設建設工事発注支援等業務に対する交付金といたしまして、5,633万5,000円を見込ませていただいております。(款)(項)組合債(目)大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債といたしまして、対前年度から200万円減の170万円を見込ませていただいております。

次に歳出の内容をご説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。(款)(項)議会費(目)組合議会費でございますが、前年度から30万3,000円減の259万6,000円を計上させていただいております。

続きまして18ページ、19ページをお開きいただきたいと存じます。(款)総務費(項)総務管理費(目)一般管理費でございますが、対前年度比、約7.18%、額にして804万1,000円増の1億1,998万1,000円を計上させていただいております。

主な経費の内訳でございますが、報酬におきまして管理者、副管理者や監査委員、公平委員、アドバイザー2名の非常勤職員等の報酬で584万1,000円を、次に職員6名分の人件費として給料で2,234万6,000円を、職員手当等で1,385万円を、共済費で783万3,000円を、また、臨時職員の賃金で111万1,000円を、監査委員、公平委員会の旅費を始め、次の5ページの管外行政視察に伴います旅費等で83万7,000円を計上させていただいております。

次に20ページ、21ページをお開きいただきたいと存じます。消耗品、印刷製本費などの需用費では180万4,000円を、通信運搬費、火災保険料などの役務費で138万9,000円を、委託料では庁舎の警備、計量事務等の業務や、OA機器保守などの委託業務の経費といたしまして、514万1,000円を、複写機やOA機器の借上げなどの使用料及び賃借料で、181万6,000円を、工事請負費では管理課1階や1号炉制御室などの空調機更新の庁舎内営繕工事といたしまして、249万5,000円を、それぞれ計上させていただいております。

次に22ページ、23ページをお開きいただきたいと存じます。負担金、補助及び交付金では、公害健康被害の補償費等に関する法律に基づく汚染負荷量賦課金や、都市監査委員会、公平委員会、各種協議会等の負担金、また、構成両市から派遣いただいております職員6名分の人件費に相当する負担金などの合計で、5,531万5,000円を計上させていただいております。以上、総務費の総合計で1億1,998万1,000円となっております。

次に24ページ、25ページをお開きいただきたいと存じます。(款)衛生費(項)清掃費(目)ごみ処理費でございますが、対前年度比、約5.96%、額にして3,218万1,000円の減で、5億783万8,000円を計上させていただいております。主な内容でございますが、職員24名分の人件費として給料で7,926万8,000円を、職員手当等で5,594万3,000円を、共済費で2,684万9,000円を、それぞれ計上させていただいております。賃金では焼却炉の運転要員としての臨時職員賃金で251万1,000円を、需用費では公害対策薬品などの消耗品費を始め、電気、水道の光熱水費などとして、1億2,244万3,000円を計上させていただいております。委託料でございますが、焼却灰等のフェニックスの搬送や処分に要する経費、ばいじん等及びダイオキシン類測定業務、更に、次の26ページ、27ページにまたがっておりますが、煙突耐震改修工事施工監理業務や、焼却施設年次点検業務を、また、1号炉2号炉の空気圧縮機、排ガス分析装置、飛灰処理設備などを始めとする施設の整備装置に係ります保守点検整備業務などを合計で、8,769万4,000円を計上させていただいております。

次に26ページ、27ページの工事請負費でございますが、参考資料をご配布させていただいております。1号炉の回転火格子、及び炉内耐火物整備や、2号炉での回転火格子や焼却灰搬送コンベヤー、減温塔整備などを始めとする焼却施設整備工事、また、クレーン整備工事、煙突耐震改修工事など合計で1億2,771万9,000円を計上させていただいております。原材料費で1号炉、2号炉の補修工事用資材購入費として187万7,000円を計上させていただいております。

次に28ページ、29ページをお開きいただきたいと存じます。備品購入費として43万2,000円を、負担金、補助及び交付金でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金として196万8,000円を計上させていただいております。以上、衛生費の合計といたしまして、5億783万8,000円となっております。

次に30ページ、31ページをお開きいただきたいと存じます。(款)(項)建設事業費(目)新炉

建設事業費でございますが、環境影響調査業務や施設建設工事発注支援等業務の主な事業として対前年度費、約95.31%、額にして7,482万4,000円増の1億5,333万3,000円を計上させていただいております。主な内容でございますが、建設工事に係る技術審査委員会委員報償費として36万円を、消耗品等の需用費で121万円を計上させていただいております。次に、委託料でございますが、継続事業であります新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査業務として9,100万円を、また、造成工事実施設計や、建設工事請負業者選定支援業務、都市計画及び国定公園協議支援業務などの新ごみ処理施設建設工事、発注支援等業務委託として5,823万5,000円を計上するなど、合計で1億5,096万7,000円を計上させていただいております。使用料及び賃借料では、複写機借り上げなどで75万6,000円を、備品購入費で4万円を計上させていただき、新炉建設事業費の合計といたしまして、1億5,333万3,000円を計上させていただいております。

次に32ページ、33ページをお開きいただきたいと存じます。(款)(項)公債費(目)元金でございますが、過去に借入れました地方債の元金償還といたしまして対前年度比、マイナス約75.65%、額にいたしまして6,498万1,000円減の2,091万1,000円を、(款)(項)公債費(目)利子でございますが、対前年度比マイナス約34.26%、額にいたしまして75万3,000円減の144万5,000円をそれぞれ計上させていただき、公債費の合計といたしまして2,235万6,000円となっております。公債費の償還につきましては平成22年度をピークに、平成23年度以降は減少しております。平成25年度には新炉建設工事に着手して地方債を借入れることがありますことから、その3年後の平成28年度以降につきましては大幅に増加するものと思われまゝです。次に(款)(項)(目)予備費でございますが、前年度同額の100万円を計上させていただいております。

以降のページであります34ページから44ページにつきましては給与費明細書、46ページから47ページには継続費の調書、また、48ページ、49ページには地方債の調書をそれぞれお示しさせていただいております。以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号平成24年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長(友井健二君) 内容説明は、お聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。12番岸田議員。

1. 12番議員(岸田敦子君) では議案の質問ですので、回数が限られておりますので、何点かまとめて質問させていただきます。

まずいつもお伺いしてます住民合意の件です。この間も住民のみなさんと接触を続けていただいていると聞いておりますが、下田原地区、生駒地区との自治会や、住民の皆さんとのその後の経過についてまずご報告をお願いします。

あと今回、施設の工事、煙突の工事の問題について詳しく報告書を出していただいて、これを見ておまして1点質問をします。今地震もこの間ちょっと大きめの地震が起きていたり、関西地方でもやはり地震の心配っていうのがいろんな資料からも出されております。特に東海・東南海・南海地震、これに関してはマグニチュード8以上というのが予想されていて、それ以外にもここは生駒断層にも係わるということで、いつ地震がくるかという状況です。今回この煙突の耐震に関しては震度5強に耐えうるというような、そういう強度で耐震を行うということですが、それで十分と言えるのかどうかという所、建て替えとの額、予算の差ですね、それはいくらぐら

いなのかということをお伺いします。

あと、新ごみ処理施設建設工事発注支援等業務委託という中では、造成工事の実設計というのが入っていると伺いました。予定地の土壌の造成ということで、ここに関しては土壌調査を行ってその結果、特にダイオキシンなど基準を超える値が検出されて、それをどうするかというのが問題になってくると思います。基準を超える有害物質の対処、処分というのはどうされるのか、対策をお伺いします。

で、最後は新炉建設に係わって個別配布業務委託というのがありますね。これは説明会を開催するにあたって、案内を配布する委託料という事をお伺いしておりますが、説明会、何回開催する予定で、何枚配布する分の予算なのか、66万円計上されている、これ今言うた中身についてお伺いしたいと思います。

1. 議長（友井健二君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 大きく4点のご質問であったかと思えます。

まず1点目の住民合意に係る経過、状況でございます。地元との話し合いの状況につきましてご報告申し上げたいと思えます。まず生駒市の状況でございますが、平成23年11月に新ごみ処理施設設置に伴う環境問題等連絡会を、私共行政のメンバーも入りながら設置をしたところでございます。平成23年11月、平成24年の1月、また2月ということでこれまで3回の会合を持ってきました。また平成24年2月14日には北生駒地域の14自治会の役員の方々に対しまして新ごみ処理施設整備基本計画につきましてのご説明を申し上げたという経過が北生駒の地域でございます。北生駒の住民側にとりましては、いわゆる何ら生駒住民にとって恩恵を受けない施設であるということの中で基本的には反対の意向をお持ちでございます。ただ、話し合いについては今現在応じていただいているという状況でございます。

一方、四條畷市の下田原地区につきましては平成24年2月に地区におけます臨時総会を開催されたところでございます。これは市と協議を行うための組織の設置についてご協議なされて、決定されたと聞いております。今後におきましてはこの設置される組織を窓口といたしまして、話し合いを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

住民合意につきましてでございますけれども、新ごみ処理施設整備事業につきましては、何よりも地元住民のご理解が大きな要素であることから今後とも精力的に四條畷市、及び交野市と連携を図りながら誠心誠意、地元住民のご理解を得るための努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、煙突の耐震に係るご質問でございます。安全と言えるのかというようなご質問であったかと思えます。このたびの煙突の改修工事の目的につきましては診断の中で劣化が進んでおるといふ事の中で、更に劣化が進行する事を防止するという側面、併せて煙突の耐震性を高めるということが大きな趣旨でございます。いわゆる工法等選定するにあたりましては新炉建設計画を控えた中での多額な経費を投入、あるいは炉の停止期間が発生するという事、また、焼却場施設の本体側の耐震性ということも考えます中で、クリアしなければならない強度としてこの度、建築基準法の基準を満足する改修工事を行うというふうに定めたところでございます。耐震に係るいわゆる工法の選択の折にはですね、耐震診断の中でこの工法以外に2つの提案がなされてます。これは煙突自身を更新するという事と、今の煙突に、鋼材内筒、鉄管を放り込んで挿入する方

法という2つの案が提案されてございます。この2つについては1億、あるいは1億5,000という大きな数字が提案された金額の中で試算されておるといふことでございます。

次に、土壌汚染に係る対策の話であったかと思えます。この24年度予算の中で造成実施設計を主とした経費が含まれてございます。造成実施設計の折には、当然、土壌汚染対策を併せて対応するための経費も入ってございます。実施設計を進めて行く中で、大阪府との協議を進めながら土壌汚染対策に係る対処、対策については決定してまいりたいというふうにご考えてございます。

あと、説明会、住民説明会の回数というところで、今現在説明をしなければならない部分としては都市計画の案に対する説明、それと環境影響評価、準備書に係る説明という部分が手続きとしてございます。これ以外であっても地域の方が説明を求められる場合については私どもは出かけて行って説明をしていこうというふうにご考えてございます。個別配布なんかの経緯につきましても考えられる回数として溜めてございますが、住民等への開催の周知をする前に広報等活用したいという考え方がございますが、交野市と四條畷市では広報の発行日が違うという中で、同時期での説明会の開催の周知がどうしても広報に載せられる市と個別の配布等、文書等での周知しかできない市があるということの中で、予算計上しているものでございます。個別配布の部分で経費的な部分の算出根拠でございますけれども、生駒市域については4万9,000所帯ということで、この4万9,000所帯を基本とした経費の額を積算させていただいたところでございます。以上でございます。

1. 議長（友井健二君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） まず住民の皆さんの反応ですけれども、生駒とは話し合いを続けておられると、下田原地区では話し合う組織を立ち上げる事が確認された。私もそれは地元の方からも話を聞きました。今の段階ではどちらも建設反対というスタンスは崩しておられませんけれども、話し合いは進めていこうという姿勢に少しずつ変わりつつあるというようなことも、聞いてはいます。

私たちが住人合意がまず大事だということを書いてきた立場から、住民のみなさんが合意に向けて動き出そうとしていることは、受け入れなければならないなと思っておりますが、言っておかなければならないのは今回の住民のみなさんの変化というのはあくまでも行政がゴリ押ししていると、それを住民は受け入れざるを得ないという状況だということですね。

あの、予定地を変更して欲しいという住民のみなさんの声をね、長年に渡って聞いてこなかったという、住民の意見を聞かずに進めてきて行政は譲らなかったということは、これははっきりと言えますので、住民のみなさんは今折れなければどんどん進むばかりだというような、そういう心境だということはね、みなさんも受け止めといていただいて、私たちとしても決して褒められるやり方ではないという事はね、指摘をしておきます。

ただ、住民のみなさんも少しずつ変化してきている、これには行政側の努力というのも一定あると思しますのでね、その辺は一定ね、評価できる部分もあるかと思っております。

ただ今後、あとの条例に係わる問題だと思いますが、住民のみなさんの意向を十分に汲み取る努力を引き続きしていただきたいと、これは申し上げておきます。

あとですね、煙突工事の件なんですけれどもね、今建築基準法に基づいてそれに満足する基準だというふうに仰られて、ただ、東海・東南海・南海地震の国のホームページからの資料を見ま

すですね、防災対策推進地域というのが指定されていて、この四條畷も交野市もその地域に入っておりまして、ここ震度で言いますと予測されているのがその震度6弱以上というふうに書かれてるんですね。せめてその煙突の部分を含め、震度6弱に想定してですね、それに耐え得る強度にしていくべきではないかというふうに思うんですけども、そうなる資料で示していただいている限界加速度というのが、今想定してる300というのから倍ぐらいにはしないといけないということになるかと思えます。だから費用の面でももちろんかかってくるとは思いますが、やはりこうした国の示している、これに耐え得るような中身にしていくべきではないかと思うんですけども、費用の面からも考えて、そして組合の考えとしてもこれについてはどう考えておられるか、お答えいただきたいと思えます。

で、あと造成工事の問題ですね、これは府と協議を進めてから決定していくというお答えでしたので、今の段階では具体的に分からないというような事だと思えます。建設時に関してもですね、またその建設後の職員や市民に影響があってはならないという問題がありますので、造成設計の段階から、やっぱり私たち議員にもきちっと情報を説明するように、これは早めにやっていただくように求めておきます。

あと、その個別配布の部分に関しては生駒への配布というのは分かりましたけれども、これは説明会に関して地元から要求があれば答えるというような事もありましたので、仮にこの66万以外に予算がかかってくるとなれば、補正を組んででも住民の要求に応じていくという姿勢で、とっていいのかどうか、その辺もお答えください。

1. 議長（友井健二君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ご質問の趣旨は2点あったかと思えます。1つは煙突の耐震、強度の部分で6弱というお話がございました。耐震強度を上げるとなると根本的にあの施設の改修は、いわゆる建て替え、新設、という形を選択せざるを得んという形が1つございました。

で、1番何よりも地震の中で本施設組合の施設の中で影響あるのは煙突であるというところがまず着眼点でございます。劣化が進んでおるという事でございます。ただ、この6弱でこの本体施設側がもつのかどうかという耐震の診断はしてございません。その施設自身も実は耐震強度の部分については心配事でございます。ただ、本体施設に耐震強度を上げるための手立てを打つという方法については今の段階では困難性が高いという事の中で、何よりも地震により影響を受ける煙突という形に限定させていただいて、かつ建築基準法の基準をクリアできる工法という形で説明させていただきました。

予算が不足する場合には補正を組むのかというところで今現在補正を組みますということは申し上げられませんが、住民への対応については予算とは別の部分で私らが動く事で対応できるものは対応していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

1. 議長（友井健二君） 他にございませんか。6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） それでは2点ほど。31ページの報償費のところ、新ごみ処理施設建設工事に関わる技術審査委員会委員報償費ということですが、技術審査委員会の内容について、この委員の選出方法、また委員の人数なり、この委員会の役割とあとこの委員会が公開、非公開という、どういう立場になるのかその辺の事をお聞きしたいのと、もう1点は、これまでも言ってきましたが、当施設では随意契約が大変多いということでね、改善、入札に切り替える

事を求めてきたわけですが、24年度予算における事業件数に対しまして、随意と入札の契約の割合はどうなっているのか、お聞きいたします。

1. 議長（友井健二君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） まず1点目の技術審査委員会の報償費について、私の方からご答弁させていただきます。これにつきましては平成25年度に発注を予定してございます、施設建設工事の入札にあたりまして環境省が推奨いたしております総合評価落札方式を導入しようという考え方に係るものでございます。

この技術審査委員会の委員の人数につきましては、4名を考えてございます。また、その委員さんの選出でございませけれども、施設建設工事に係ります技術審査でございませるので、技術的、あるいは専門的な知識を要する学識経験者の方を選出したいと、このように考えてございます。

その審査の内容でございませけれども総合評価落札方式につきましては価格と価格以外の項目、いわゆる技術提案等を分けて行うものでございませして、特に価格以外の項目、技術提案についての評価項目の設定や、その配点などにつきまして検討、または作成評価審査を行っていただくものと考えてございます。

また、議事録の公開でございませけれども入札に係るものでございませるので、原則といたしましては公開はしないというふうに考えてございませ。以上でございませ。

それと、もう1点の平成24年度の事業の中で随意契約と入札の割合という事でのご質問かと存じます。平成24年度におきまして委託事業の予定件数と、その入札等の内訳でございませけれども、総務費、衛生費、建設事業費の全ての合計の中で委託事業につきましては34件ございませけれども、そのうち継続事業であります環境影響調査業務、それとプロポーザル方式で行いたいと考えてます新ごみ処理施設建設工事発注支援等の業務、それとフェニックスの埋立処分業務や、50万円以下の少額の業務を除きますと、23件となります。このうち、入札を予定しているのは4件ということでございませ。残りの多くにつきましては施設の維持管理に関する各種機器類の保守点検業務ということで、随意契約というような形で予定をしてございませ。

また、工事請負につきましては全体で4件ということでございませして、これにつきましては全て入札を予定してございませ。以上でございませ。

1. 議長（友井健二君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 技術審査委員会の事なんです、議事録の非公開ということなんですが、これは情報公開で資料を請求する事ができるのかということと、あと今、工事請負については入札という事でね、改善されてるかと思いますが、やはり透明性や、経費削減につながる契約のあり方については、ぜひとも今度入札という機会をね、増やしていただきたいという、こういう要望としておきます。

1. 議長（友井健二君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 技術審査委員会の公開の部分でございませ。審査委員会につきましては、原則非公開という形で審査委員会の中で決めていただこうと思っております。ただ、この契約行為等に係る行為が終わったあとの公開という部分については、検討しなければならないのかなというふうに思っております。この契約行為が終る前段の手続きの中での公開っていうのは、情報公開であっても請求であっても公開は考えていかないと考えてございませるのでご理解いただき

たいと存じます。

1. 議長（友井健二君） 6番中上議員。
1. 6番議員（中上さち子君） 情報公開の対象とはなってるという事ですね。
1. 議長（友井健二君） 北崎局長。
1. 事務局長（北崎文雄君） 行政情報でございますので、公開請求はできるであろうと思いますけれども、今申し上げましたように委員会の運営の中で原則非公開という形を決定させていただく。事後の情報については開示する方向も考えていきたいと考えてございます。
1. 議長（友井健二君） 6番 中上議員。
1. 6番議員（中上さち子君） 事後については情報公開の対象とすると、それ以前は対象としないという事で理解していいんですね。
1. 議長（友井健二君） 北崎局長。
1. 事務局長（北崎文雄君） 政策決定する途中の、いわゆる入札行為という大きな非公開案件であるという事の中で、その手続きの途中においては非公開を原則としてますと申し上げました。
その行為が終れば、つまりそういう工事発注等の事項が終ればその審査の内容について情報開示請求があれば公開できるものと解釈しているものでございます。
1. 議長（友井健二君） 6番 中上議員。
1. 6番議員（中上さち子君） 情報公開の対象とはなっているが、今回の場合、組合としてそういう扱いをするということで、情報は公開するという扱いで理解してよろしいんですか。
1. 議長（友井健二君） 北崎局長。
1. 事務局長（北崎文雄君） この後、条例のご提案を申し上げますけれども、開示しない事ができる行政文書という部分がございます。ここらの解釈の部分であろうと思いますけれども、条例の中でご説明申し上げますけれども、開示しないことができる行政文書の中の部分の中で競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるという場合については非公開をできるという規定がございます。行政情報ではございますけれども、この条文なんかも適用しながら、かつ委員会の中で原則開示を決定していきたいというふうに考えてございます。
1. 議長（友井健二君） 他に質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議長（友井健二君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。
12番岸田議員。
1. 12番議員（岸田敦子君） 四條畷市選出の共産党市会議員団岸田敦子です。
議案第2号2012年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算に反対の立場で討論します。現段階ではまだ地元住民が合意した状況にはなく、反対の姿勢を崩しておられません。そうした状況では本予算に賛成する事はできないというのが反対の理由です。
ただ、先ほども指摘しましたように地元住民の方々には合意に向け動きだそうという変化を見せつつあります。しかしそれは、行政のゴリ押しにより仕方なく受け入れようとするもので、上からの押しつけでしかありません。住民が主人公という観点から見れば、この手法は反省し、今後の行政運営にあたっては考え直すべきやり方だと、改めて申し上げておきます。
今後も住民の意見をよく聞き、その意見を反映するよう求めまして、反対討論といたします。

1. 議 長（友井健二君） 6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 平成 24 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について、日本共産党交野市会議員団として反対討論を行います。

事業計画地内での環境影響評価調査結果が明らかになりまして、環境基準を超える複数の物質が検出されております。今後についても、対策に係わる調査の機会を充分、充実していただきまして、住民の健康保護第一の立場で環境対策に取り組んでいただきたいと思います。

残念ながらこの未だ施設建設につきましては地元住民との合意は諮られていないという事で、予算には反対といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（友井健二君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（友井健二君） これをもって、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第 2 号平成 24 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

1. 議 長（友井健二君） 起立多数であります。よって、議案第 2 号平成 24 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、可決されました。

1. 議 長（友井健二君） 日程第 5 議案第 3 号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開条例の制定について、日程第 6 議案第 4 号四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の制定について、日程第 7 議案第 5 号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきましては、一括議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（友井健二君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第 3 号、議案第 4 号、及び議案第 5 号についての提案理由の説明を求めます。中田副管理者。

1. 副管理者（中田仁公君） ただ今、一括議題となりました議案第 3 号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開条例の制定について、議案第 4 号四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の制定について、議案第 5 号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 3 号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開条例の制定について、提案理由を申し上げます。本組合が保有する行政文書の開示を請求する権利を保障することにより、市民の知る権利を具体化するとともに、より公正で開かれた組合行政に資するため、本案を提案した次第でございます。

次に、議案第 4 号四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の制定についての提案理由でございますが、本組合の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに個人情報の適正な取り扱いの確保に関し、必要な事項を定めることにより、個人の権利、利益の保護を守り、基本的人権の擁護に視するため本案を提案した次第でございます。

次に、議案第 5 号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につ

いての提案理由でございますが、本組合の情報公開条例、及び個人情報保護条例に基づく諮問に対する調査審議及び答申を行う機関を設置するため、本案を提案した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 議長（友井健二君） 引き続きまして、議案第3号、議案第4号、及び第5号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただ今、一括議題となりました議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開条例の制定について、議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の制定について、議案第5号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

この3議案につきましては、構成市であります四條畷市、及び交野市ですでに制定されているものであり、内容につきましては同様のものとなっております。よろしくお願い申し上げます。

まず、議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開条例の制定につきましてご説明申し上げますので、議案書をご覧くださいと存じます。

本案につきましては市民の知る権利を保障し、本組合が説明責任を果たすために本組合の行政文書の開示に対して規定するために条例を制定するものでございます。まず第1章総則でございますが、第1条は目的を、第2条は定義を定めてございます。第3条、及び第4条は、実施機関、及び利用者の責務について定めてございます。次に第2章行政文書の開示であります。第5条は請求権限について、第6条は開示請求の方法について定めてございます。第7条は開示しない事ができる行政文書について、第8条は開示してはならない行政文書について、第9条は行政文書の部分開示について定めてございます。第10条は開示の決定及び通知について、第11条は拒否処分の理由に関する特例について定めてございます。第12条は開示決定等の期限について、第13条は開示決定等期限の特例について定めてございます。第14条は事案の移送について、第15条は第三者に対する意見の提出の機会の付与等について定めてございます。第16条は行政文書の開示の実施について、第17条は他法令との調整について定めてございます。次に第3章不服申立てであります。第18条は審査会への諮問について、第19条は諮問をした旨の通知について定めてございます。第20条は第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続きについて定めてございます。次に第4章補則であります。第21条は情報提供の責務について、第22条は行政文書の管理について定めてございます。第23条は開示請求の利便を考慮した適切な措置について、第24条は費用負担について定めてございます。第25条は運用状況の公表について、第26条は委任について定めてございます。附則につきましては第1項は施行期日について、第2項は経過措置について定めてございます。

次に議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の制定につきまして、ご説明申し上げますので、議案書をご覧くださいと存じます。

本案につきましては情報化が進展する中で、個人の権利利益の保護と人権擁護の観点から本組合が保有する個人情報の適正な取扱いと、自己と個人情報に関する開示、訂正、削減等請求する権利等について規定するために条例を制定するものでございます。

まず第1章総則であります。第1条は目的を、第2条は定義を定めてございます。第3条、及び第4条、並びに第5条は実施機関、及び市民、並びに事業者のそれぞれの責務について定め

てございます。次に第2章実施機関が取り扱う個人情報の保護であります。第6条は個人情報取扱事務登録簿について、第7条は収集の制限について、第8条は利用及び提供の制限について定めてございます。第9条は適正管理について、第10条は委託に伴う措置等について、第11条は職員等の義務について定めてございます。第12条は開示請求権について、第13条は開示請求の方法について定めてございます。第14条は個人情報の開示義務について、第15条は裁量的開示について定めてございます。第16条は個人情報の存否に関する情報について定めてございます。第17条は開示の決定及び通知について、第18条は開示決定等の期限について定めてございます。第19条は事案の移送について、第20条は第三者に対する意見の提出の機会付与等について定めてございます。第21条は行政文書の開示の実施について、第22条は他の法令との調整について定めてございます。第23条は訂正請求権について、第24条は訂正請求の方法について、第25条は個人情報の訂正義務について定めてございます。第26条は訂正請求に対する決定等について、第27条は訂正請求に係る事案の移送について、第28条は個人情報の提供先への通知について定めてございます。第29条は利用停止請求権について、第30条は利用停止請求の方法について定めてございます。第31条は個人情報の利用停止義務について、第32条は利用停止請求に対する決定等について定めてございます。第33条は是正の申出について、第34条は是正の申出の方法について、第35条は是正の申出に対する措置等について定めてございます。次に第3章 不服申立てになりますが、第36条は審査会への諮問について、第37条は諮問をした旨の通知について定めてございます。第38条は第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続きについて定めてございます。次に第4章 補則であります。第39条は苦情の処理について定めてございます。第40条は事業者に対する指導、勧告等について、第41条は委託事務等の監督について定めてございます。第42条は費用負担について、第43条は運用状況の公表について定めてございます。第44条は他の制度との調整について、第45条は委任について定めてございます。次に第5章罰則であります。第46条から第50条は個人情報の保護に関するそれぞれの罰則について定めてございます。附則につきましては、この条例の施行期日を定めてございます。

次に、議案第5号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきまして、内容説明を申し上げます。議案書をご覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、本組合の情報公開条例、及び個人情報保護条例に基づく諮問に対する調査審議及び答申を行う機関に関して規定するために条例を制定するものでございます。

まず第1章総則であります。第1条は地方自治法に基づく設置について定めてございます。第2条は所掌事務について、第3条は組織について、第4条は会長について定めてございます。第5条は合議体について、第6条は委員の責務について定めてございます。次に第2章 審査会の調査審議の手続きであります。第7条は定義について、第8条は審査会の調査権限について定めてございます。第9条は意見の陳述について、第10条は意見書等の提出について定めてございます。第11条は委員による調査手続きについて定めてございます。第12条は提出資料の閲覧等について、第13条は調査審議手続きの非公開について定めてございます。第14条は答申等について定めてございます。次に第3章補則であります。第15条は費用負担について、第16条は委任について、第17条は罰則規定について定めてございます。附則につきましては、当条例の施行期日について定めてございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開条例の制定について、議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の制定について、議案第5号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての内容説明とさせていただきます。

宜しくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（友井健二君） 提案理由、及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより議案第3号、議案第4号、及び議案第5号について一括質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（友井健二君） 質疑なしと認めます。これより議案第3号についての討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（友井健二君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（友井健二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（友井健二君） 次に、議案第4号についての討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（友井健二君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（友井健二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（友井健二君） 次に、議案第5号についての討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（友井健二君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（友井健二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号四條畷市交野市清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（友井健二君） 日程第8議案第6号四條畷市交野市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（友井健二君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第6号についての提案理由の

説明をいたさせます。中田副管理者。

1. 副管理者（中田仁公君） ただいま議題となりました議案第6号四條畷市交野市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

一般廃棄物処理施設の設置に係る知事への届出に際して行う生活環境に及ぼす影響についての、調査結果の縦覧、及び当該施設の設置に関する利害関係者への意見提出機会の付与に関し必要な事項を定めるため、本案を提案した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

1. 議長（友井健二君） 引き続きまして、議案第6号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただ今、議題となりました議案第6号四條畷市交野市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定につきまして内容のご説明を申し上げます。議案書をご覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、第9条の3の規定に基づきまして、一般廃棄物処理施設の設置、及び変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果、及び法第8条第1項第2号から9号までに掲げる事項に記載した書類の縦覧の手続き、並びに生活環境の保全上からの意見書の提出方法を定めるものでございます。第1条は目的について定めてございます。第2条は縦覧等の手続きの対象となる施設の周辺について定めてございます。第3条は縦覧の告示について、第4条は縦覧の場所、及び期間について定めてございます。第5条は意見書の提出先等の告示について、第6条は意見書の提出先、及び提出期限について定めてございます。第7条は環境影響評価との関係を定めたもので、環境影響評価法または大阪府環境影響評価条例に基づく環境影響評価に係る告示、縦覧等の手続きを経たものは、この条例に定める手続きを経たものとみなす規定について定めたものでございます。第8条は他の市との協議について定めたもので、生活環境に影響を及ぼす地域に四條畷市、及び交野市の区域に属さない区域が含まれる時は、当該区域を管轄する市との協議について定めてございます。第9条は委任について定めてございます。附則につきましてはこの条例の施行期日を定めてございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第6号四條畷市交野市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議を頂きまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（友井健二君） 提案理由、及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） これはあくまで新炉建設を進めて行くということが前提となっている中身ではありますが、何点か確認の質問をさせていただきたいと思っております。

1つは最初の目的の所で、利害関係を有する者とありますが、これは両市の全市民が対象となるのか、生駒の住民も対象となるのか、この辺りはどの範囲かということ、まずお伺いします。

あと意見書をどの程度反映するかという問題について、ここの第1条では生活環境の保全上の

見地というような事が書かれておりますけれども、命や健康に関するものに関しては、最大限取り入れる、反映していくという立場に立つべきだと思いますが、その辺はどう考えておられるのか。

また、未だやっぱり建設反対という声も多少なりともありますので、そういう反対という意見があればそれはどう扱っていくのかということ。

あと、意見書の提出について、周知の場所と期間が第4条に書かれておりますが、この具体的な場所について、その場所と周知の方法ですね、どの程度考えておられるのか。

あと、第8条には他市との協議というのがあるが、協議というのはいかなる程度の内容なのかという事と、最後第9条で、別に規則で定めるとありますが、規則の内容はどのようなものかを考えておられるかという、その辺りをお伺いします。

1. 議長（友井健二君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） はい、何点かございました。

1点目の利害者、利害関係者というところでございます。通常その周辺に係る利害関係にある方というのは当然住民であろうし、また土地所有者等も利害関係者の中に入ってこようと思えます。また地域で、何かの営業をしておられると、土地に住んでおられないけれども、事業をされておられるというようなケースについても利害関係者という形になろうかと思えます。

ちょっとあの、2点目がちょっと。

3点目、建設反対というところの部分の意見が出た場合ですね。あくまでも環境の保全に関する意見ということで、それに類さない意見については通常、その他の意見という形の中で取扱います。ここで意見を求める部分については環境保全の見地からということに限定されてこようと思えます。

1. 議長（友井健二君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） 4点目、場所、周知の方法ですね。第4条の規定の中で、本施設組合の事務所というのが1号の方で定められております。

あと、実施をした周辺地域内で、管理者が指定する場所という事でございますけれども、これにつきましては一応基本的には四條畷市役所であるとか、田原支所、あるいは交野市役所ですね。それと、当然生駒市も入ってきますので、生駒市の市役所等の場所というのを考えてございます。また、周知の方法でございまして、広報などを通じて周知をしていきたいと考えてございます。他市との協議という事で、これは第8条に書いてございますが、生活環境に及ぼす地域ということで、四條畷市、交野市以外でございまして、あの地域につきましては生駒市、当然周辺地域という事が入ってまいりますので、生駒市の市長に対しまして報告書の写し等を送付して、当該区域におけます縦覧等の手続きの実施について協議してまいりたいというふうに考えてございます。

それと、規則でどのようなものを定めるかということでございますが、この条例が可決されれば規則も当然制定することになります。例えば条例の第3条の規定により縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者の申込書の様式、あるいは縦覧者の遵守事項、また条例の第4条第2項に規定する縦覧期間のうち原則として行わない日、土曜日でありますとか、日曜日、あるいは年末年始などや縦覧の時間などの規定を考えてございます。以上でございます。

1. 議長（友井健二君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 2点目の質問についてお答えできてないと思いますので、大変申し訳ございません。2点目の趣旨につきまして書き取れませんでしたので、もう1度お願い申し上げます。

1. 議長（友井健二君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 意見書の反映について、命とか健康に係わるものに関する意見などはやっぱり、最大限反映させるべきだと思うのですが、それについてどう考えているかということを知りました。

で、再質問はですね、利害関係を有する者という者の範囲を今、お伺いしましたけども、市民から寄せられて、その意見を、これは利害関係有さないなということで、排除するというような事は考えていないのかどうか。そんなことはあってはいけないと思うんですけどもね。それに関して、今土地所有者で住んでいない方でもってというような答えもありましたよね。だから市民で仮に新炉から遠いというような所に住んでおられる方の意見でも、きちんと聞いていくという姿勢を持つのかどうか。それは全市民が対象なのかということですね。そのことを再度ちょっとお伺いしたいのと、意見書の周知の方法ですね。これに関してはそれぞれの役所というような範囲であれば、それはちょっと少ないんじゃないかなあというふうに感じます。

市民の方たちがよく立ち寄るような、四條畷で言えば図書館とか総合センターとかね、そういった場所にも設置できないか。交野市もね、そういったゆうゆうセンターとかありますよね。そういった場所に置いて市民の方々に見ていただくという努力をすべきではないか。あとやっぱり最近ホームページなどで、ご家庭でご覧になるような、そういうこともやっぱりシステムとしてしていくべきではないか。やっぱり家でインターネットで見れるというような、ホームページに掲載して、そこからも意見を寄せてもらえるという方法をね、ぜひともやっていただきたいと思うんですが、これについてはどうでしょうか。

1. 議長（友井健二君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 再質問の部分にお答えする前に、1点目の部分でございます。

提出される意見が生命に関わるようなという意見の話でございます。意見の内容について、今、具体的にどういうことかというのは分かってございません。先ほども申し上げましたように、環境の保全の見地からの意見を求めるというものでございますので、それ以外の意見であっても、その他の意見という中で一定意見は出していただくのは可能であろうと思います。

あと再質問の中で、利害関係人の形でございます。意見を申される方々がご自身が利害関係人であるという判断で意見を出される部分であろうと思います。通常、先ほど申し上げましたのは、利害関係人として、いわゆるこの事業に係わる、あるいは影響があるから利害を伴うという部分については住民であったりとか、土地所有者であったりとか、その地域内で事業をされてる方っていうのは例で申し上げました。利害関係人をこの人、と特定するものやなしに、意見についてはご本人様が利害関係人として意見を出されるという事については問題ない。ただ、拡大解釈の中で例えば大阪府域以外の土地所有者でもない方がですね、何の関わりもない意見を出している部分についての部分は非常に問題があるろうと、思っております。

あと、周知の方法でございますけれども、基本的には方法書の中で、縦覧公示なんかもやって

まいりました。四條畷の場合であれば四條畷市役所と田原支所の中で縦覧、その図書を見ていただくという場所を提供させていただきました。また今回、大阪府の手続きの中で大阪府の方ではホームページを使った縦覧、図書を見ていただくという機会を設けられるという事でございまして、議員が仰ってる、よく市民が図書を見る機会っていうのは確保できるんじゃないかなろうかというふうに考えてございます。以上です。

1. 議長（友井健二君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 最初のね、利害関係を有するという方に対して、四條畷、交野ほんで生駒に関わりのない人がね、そんなに意見を寄せてくるという事はあまり考えられないかなとは思いますが、両市ほんで生駒市、これらの市民から寄せられたものは排除すべきではないと、この土地柄ね、やっぱり新炉予定地は山向こうですから、こちらの住民あるいは交野の遠い範囲の住民の意見は、これは利害関係者とはみなさないというようなね、そういう事はやっぱりやっぺはならないんじゃないかというような角度で聞かせていただいたんです。

だからその両市の市民と生駒市の市民、これらの方々の意見っていうのは排除しないという立場でぜひ考えていただきたいという事です。

命や健康に関わるものに関して、出されるのは可能だというようなお答えだったんですね。それやったら本当に意見出すだけというようなね、ご答弁になるのでね。それをやっぱり最大限聞き入れていくという市民の方からのご意見を取り入れて、今後の建設に向けてね、反映させていくと、そういうお答えが欲しかったんですよ。出すのは可能だというような答えではね、ちょっと冷たいというか、意見を言うたら聞いていかへんというように聞こえますんでね、その辺はもう1回ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

最大限やっぱり反映させるという姿勢で取り組んでいくという事は、ぜひご答弁をもう1度お願いします。

あとね、周知の方法については、それぞれの役所と大阪府もそれで充分だというふうに仰いますけども、それは考え方の違いかもしれませんが、市民の方あんまりね、ちよくちよく市役所行かれませんか。やっぱり市民がよく利用される場所に置いて見ていただく。まあホームページなんかでもね、最近はよくそういうので情報取られる方も多いですから、できるだけ市民の方が目にできるような環境を整えるというのが行政の仕事だと思いますんでね。それは努力していただきたいと要望しておきます。

1. 議長（友井健二君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 1つ、先ほどの答弁の中で洩れておったかも分かりません。出された意見につきましては、その意見に対する見解という形をまとめます。それについても併せて公表していくという事で意見を出された部分について、なんら出されただけで終わるということではないので、付け加えさせていただきたいと思います。以上でございます。

1. 議長（友井健二君） 他にありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 四條畷市選出の日本共産党市会議員団の岸田敦子です。

議案第6号四條畷市交野市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調

査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

本条例は法に基づき制定するもので、新ごみ処理施設の建設に関する生活環境影響調査の結果を公表し、利害関係者から意見を聞くという内容です。よって、新炉建設が前提のものであり、未だ住民は合意をしたとは言えない状況ではありますが、この間、地元住民の反応は変化を見せつつあり、今後、住民の意見を十分聞いていく姿勢がますます重要になってきます。

そのような中で、住民の意見を聞くという内容である本条例は、市民にとって大きな意義を持つものと考えます。しかし、市民から寄せられた意見や要望について、市民の命、健康を守る立場で最大限取り入れる姿勢を持たなければ意味はありません。本条例の制定により、市民の要望や意見を、市民の命と健康を守る立場で最大限取り入れる姿勢を持つ事を強く要望いたしまして、賛成の討論といたします。

1. 議長（友井健二君） 他、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（友井健二君） これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号四條畷市交野市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（友井健二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号四條畷市交野市清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 一般質問を行います。なお、本組合申し合わせ事項により、質問者の質問時間は15分以内となっております。ただいまから質問を許可します。6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 2点質問させていただきます。

1点目は、新ごみ処理施設用地に係わる環境対策についてということです。もう1点につきましては、東日本大震災での災害がれきの処理の広域化の問題についてです。

まず最初の、新ごみ処理施設用地における環境影響評価の現況調査では、大気質や水質調査におきまして複数の項目で環境基準値を超える結果となっております。基準値を超えることによる環境への負荷、また影響については本清掃組合においても十分に認識されていることだと理解しております。

さて、水質調査では天野川に流れる排水溝で環境基準値を超えるダイオキシン類が検出されましたが、清掃組合として環境対策をどのように考えておられるのかをお尋ねをいたします。

1. 議長（友井健二君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ご質問の共同排水溝の水質対策についてのご質問でございます。平成24年度の中で、この共同排水溝の水質改善については対策を講じるという形で両市で取り組む事が必要でございます。本組合といたしましては造成工事を実施する折に事業計画地内での対策、土壌対策等を講じ、事業計画地からいわゆる基準値を超えるダイオキシン類等の排水が行われ、また天野川へ流れ込むというような事についてはこのようなことのないように対策を取ってまいりたいというふうに考えてございます。

1. 議長（友井健二君） 6番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 今回、共同排水溝で検出されましたダイオキシン類の値ですが、環境基準値 1 に対しまして 3～4.6 の数値ということになってますね。そのため、ダイオキシン類の除去処理といたしまして、24 年度の交野市の一般会計においては 1,000 万の予算が計上されてきて、そのうち 400 万につきましては四條畷市からの受け入れという状況になっております。

ダイオキシン類の除去処理方法といたしまして、活性炭を投入した水処理が行われるという話を聞いてるわけですが、交野市の説明では実施期間を 24 年 5 月から 25 年の 3 月までと、造成工事に入る時期までが対策の対象であるという、こういう説明を受けてるわけですね。

その後は用地の責任者、移転後、清掃組合の下で取り組まれるものだと理解しているわけですが、そこで、先ほどの答弁の中で清掃組合としては造成工事の実施の折に事業計画地内においてダイオキシン類を含む、そういう排水が天野川に流れ込む事のないように対策を講じるということになっておりますが、この流れ込まない対策とは、こういったものをお考えなのか、またそのスケジュールにおいてはこの対策を盛り込むというのはどういう時期なのかをお尋ねいたします。

1. 議 長（友井健二君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 事業計画地内の対策の時期あるいは内容のご質問になろうと思います。

内容につきましては、先の中でもご説明させていただきましたけれども、本 24 年度の中で、実施設計等の業務を行います。この中で設計と併せて土壌における対策等についても一定まとめてまいりたいというふうに申し上げました。この中で内容については検討し、決定していきたいというふうに考えてございますので、よろしくをお願いします。

1. 議 長（友井健二君） 6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 造成工事に 25 年度から入るという事で、スケジュールでは 24 年度には造成工事の実施設計が行われるという事になっているわけですが、その環境対策としてダイオキシン類を除去する対策が盛り込まれるものと考えておりますが、このダイオキシン類がどこから出ているのか、発生元はどこなのかという、こういう事が、究明する事が私は環境を守る上で必要ではないかと考えた所です。用地を抱えております両市においては 5 月から除去対策を実施するという事になってるわけですが、この中でも交野市の中でお聞きしましたところ、地下水の流れの特定はできない、また、天野川の下流の方では基準値を下回ってるとして解明は困難だと、そういう話があったんですが、けれども今後敷地内を流れる水は処理対策をしていくという事だったんですね。アセスで今回明らかになった環境基準値を超えるダイオキシン類が検出されたという事は、この事実ですね。それに対し両市が為すべき事は、私は環境対策と共に発生源の究明、これが重要ではないかと思っております。

で、そしてこのダイオキシン類の発生源が 100% 事業計画地ではないという、言い切れない状況もこれまでの土壌調査の中でもダイオキシン類が出てるわけですから、そういう中で清掃組合としてもこのダイオキシンの原因究明、発生源を明らかにする責務があるんじゃないかなと思うんですが、この辺はどういうふうにお考えですか。

1. 議 長（友井健二君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 組合の方にご質問いただいている部分で、両市の考え方をお伝えさせていただくというのは、非常に困難性が高いと思います。

ただ、24 年度で対策を打つという部分について原因究明をして対策を打つという形にはなって

ございます。事業計画地、あるいは事業計画地外の流れ込みのある中で、その水がどこから出たのかというのは究明してない中で対策を打つという形を決定されました。これは、議員が仰ったように可能性を否定できないという思いも両市の中である中で、24年度対策を打たれるという部分でございます。

私ども組合といたしましては、造成工事の折に事業計画地内でのいわゆる有害物質が区域外へ流れ出すということ防止するための対策を打つということを申し上げます。

それ以外の区域の対策についての言及については私どもの方では控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1. 議長（友井健二君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 排水溝に流れた水という事で、事業地以外の部分も含まれるということですね、色んな、交野市、また生駒市との関係等もあるかなとそういうふうに思うんですが、市民の目、立場からすれば、生駒市であろうが交野市であろうが、ダイオキシン類が発生したという事実があるんだと。それをね、やはりどこが原因なんだと、発生元はどこなんだということを知りたい、不安を少しでも拭い去って欲しい、これは私は市民の願いなんじゃないかなと思うんです。それぞれ両者、関係者の中で範疇ではないというこういう姿勢が私は見られる中で、行政の責任としてはね、やはり今後生駒市も含めた中で、汚染源の究明がこういう、もちろん両市の先頭に立って組合も関わっていくという事なんです、この事をぜひともね、求めていただく、究明していただくということで要望だけまします。

引き続きまして、22年度の土壌・土質調査が行われまして、先ほどのこの中にもありましたが、用地内で土壌汚染が確認されまして、地域については形質変更時要届出区域に指定されました。

この区域の汚染対策につきましては事業着手の前に大阪府と協議するという事になってるわけですが、この現状報告と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

1. 議長（友井健二君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 予定地からの土壌汚染対策、これにつきましては、平成24年度の委託業務の中で対策を考えてまいりたいと考えております。併せてですね、もちろん大阪府とも調整をしながら、協議を進めながら、進めてまいりたいという考えをいたしてございます。

具体的にはどうするかと言うと現在まだ決まっておりませんので、今後実施設計発注する中で決めてまいりたいと考えてます。以上です。

1. 議長（友井健二君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 形質変更時要届出区域に指定された区域につきましては、鉛、及びヒ素、フッ素の化合物の溶出量が基準値を超える結果というわけだったんですが、土壌対策につきましては大阪府と事前に協議、決定するという事になってるわけですが、この土壌汚染が除去されない場合、土壌に汚染物が残存することになるわけですね。将来に向けて特に地域住民の方の健康を保護する上で、組合の取り組みについて、取り組むべき私は姿勢についてというのは問われるかと思うんですが、この辺についてはどうお考えですか。

1. 議長（友井健二君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 対策につきましては24年度予算の中で検討してまいると申し上げております。対策内容につきましては法に則った形の中で対処、対策を考えて行くと、また今後、対処、

対策についても府と協議をさせていただいて決定するというので、お答えさせていただきます。
以上でございます。

1. 議長（友井健二君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 現状では、健康被害の恐れがないという、そういう指定にされてるわけですが、将来に渡ってね、健康被害、この未然に防ぐためにも引き続き地下水のモニタリングと、周囲への飛散防止対策を取っていただくよう求めておきます。

引き続きまして、東日本大震災での災害がれき処理の広域化についての質問ですが、がれきの受け入れについて、関西広域連合は焼却施設を持つ市町村に対しまして協力を求めることで合意いたしました。

これまで本清掃組合では、がれき受け入れは困難だと判断、表明されていたわけですが、このたびの関西広域連合の対応はありますが、これに対しましてがれきの受け入れについては、これまで通りの考え方であるのかどうか、お尋ねいたします。

1. 議長（友井健二君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） がれき受け入れの判断につきましては、すでに議員の方々にご周知申し上げている所かと思っております。

本組合の施設の構造上の問題から、大阪府の処理指針を十分に満足できない、また、市民の皆さまの安全安心を第一にとらえた結果、震災のがれきを受け入れることは困難であるという判断を、構成両市と共に決定した所でございます。

現段階では特に関西広域連合のお話もございましたけれども、特に事情の変化もないことからこの考え方を変えるということは考えてございませんので、よろしく願います。

1. 議長（友井健二君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） これまでの特段その事情がない限りは受け入れについては控えるという判断ということでお聞きをした所ですが、この災害がれきは本当に今も山積み状態となっておりまして、被災地の復興の障害となっている。これは実状です。

政府の果たす役割といたしまして、被災地での処理能力を強化することはもちろんですが、被災県以外の協力を得て、広域処理を進める事、これはもう欠かせない事だと私は考えております。

しかし、災害がれきに対しまして、焼却した場合に放射性物質が拡散するのではないかという、まあこういう不安、埋立処理場が大丈夫なのかと今こういうふうな不安がね、たくさん出ているわけですが、がれき処理が進まなかった理由につきましては政府が放射性物質のこういう対応を真剣に取り組んでこなかった、これが大きいかなと思っております。

こういう政府が決めました基準、これが管理が必要な指定廃棄物以外は、放射性物質が含まれていても、一般廃棄物同様とされて、まともな対策が講じられてない。これでは市民の安全は守れないという基準という、で組合としても、このような実態、政府の対応が変わらない中での受け入れは困難だろうという判断とされたということで再度よろしいでしょうか。

1. 議長（友井健二君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 現段階の判断の実状から変化がなければ考え方を変えることはない、申し上げた所でございます。

1. 議長（友井健二君） 6番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 最後に意見ということで、日本共産党議員団といたしましてはね、放射性物質に汚染されていない災害廃棄物の受け入れは、必要だという、こういう認識をしております。

しかし受け入れに際しての条件が整備、クリアされていない、こういう中では受け入れはできないというふうに思っております。

放射性物質を拡散させないという原則から、通常の廃棄物と判断されるそういう物である事、また、処理段階で放射能測定の万全を期し、そのための財源や結果の公表を国の責任で行う事、また、受け入れについては、住民合意が大前提である事など、この条件が整えられないものがれきの受け入れは認められないと考えております。

被災地の為に何かをしたいという、これは本当に多くの国民の皆さんの共通する願いではないかなと思っております。がれき受け入れをしない自治体に対しまして政府が先頭に立って、批判という声を上げておりますが、歴代の政府と東京電力こそ被災者の思いと現実をしっかりと受け止めまして、反省と責任の上にならなくて、災害の復興に全力を上げるべきだと考え、こういう立場で私どもも復興支援できる事であれば全力で共産党議員団で作っていききたいという事で、意見だけ述べさせていただきます。

1. 議 長（友井健二君） これにて中上議員の一般質問を終結します。これにて本会議に付託、付議された案件の審議は全て終了いたしました。

閉会にあたりまして、中田副管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。中田副管理者。

1. 副管理者（中田仁公君） 第1回定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成24年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算他、5議案につきまして慎重なるご審議の上、ご可決を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新炉建設に向けては環境影響評価の準備書の作成や、都市計画決定手続き並びに、平成25年度の建設工事の着手を目指して事業に取り組んでまいりますが、事業の推進にあたりましてはとりわけ、近隣住民の皆さまのご理解が必要であります事から、関連情報のご提供を始め、説明会や会合などを通じ、住民の皆さまのご意見も十分にお聞かせをいただきながら、事業の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

どうか議員の皆さま方には今後とも、事業の推進に向けより一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

1. 議 長（友井健二君） 以上をもちまして、平成24年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回を閉会いたします。

諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

（時に15時58分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成24年3月29日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

友 井 健 二

四條畷市交野市清掃施設組合議員

吉 田 裕 彦

四條畷市交野市清掃施設組合議員

森 本 勉